

平成23年7月1日  
名古屋港海上交通センター

### 管制間隔基準表

単位:分

後船 使用水路等	入 港								出 港								港内移動											
	東	東	東→金	270m以上	175-270m未満	東→北	西→金	西	西→北	東	東	金→東	270m以上	175-270m未満	北→東	北→東	金→西	西	木材・U岸・ 金→北	北→木材・ U岸・金	270m以上	175-270m未満	東→北	東→北	270m以上	175-270m未満		
入 港	東	10				10								60						60								60
	東(TS岸壁)	10				10		50			40			60						60								60
	東(L,K岸壁)	10				10		40			30			60						40						60	60	
	東→金	10				10		50			40			60	30					※(1)	60							60
	東→北(270m以上)	10				10		50			40			60						60								60
	東→北(175-270m未満)	10	10	10	10	10				10	30	30	30	60	60					60							60	60
	西→金	40											30							※(1)								
	西	40						10										30				40						
西→北	10												60	60						60					60	60		
出 港	東	60				60					※(3)	※(3)	※(3)	※(3)	※(3)	※(3)		60				60	60					
	東(TS岸壁)	80				80					※(3)	※(3)	※(3)	※(3)	※(3)	※(3)		80				80	80					
	東(L,K岸壁)	40				40					※(3)	※(3)	※(3)	※(3)	※(3)	※(3)		30				40	40					
	金→東	60				60	30				※(3)	※(3)	※(3)	※(3)	※(3)	※(3)		60			※(1)	60	60					
	北→東(270m以上)	60				60			40		※(3)	※(3)	※(3)	※(3)	※(3)	※(3)		60	40			60	60					
	北→東(175-270m未満)	60	60	60	60	40			40		※(3)	※(3)	※(3)	※(3)	※(3)	※(3)		30	30	40		60	40					
	金→西	30						60				60		60				※(2)	※(2)		60					60	60	
	西	40						40			40		60	60				※(2)	※(2)		60					60	60	
港内移動	木材→北												60	60					※(2)	10	60	10	10		60	60		
	U岸・金→北	※(1)						※(1)					40	40					※(2)	10	40	10	10		40	40		
	北→木材・U岸・金	40				40		40			※(1)			30	30				※(2)	10	40	10	10		40	40		
	東→北(270m以上)							60			60		60						※(2)	10	60	10	10		60	60		
	東→北(175-270m未満)										60	60	60	60	60				※(2)	10	60	10	10		60	60		
	北→東(270m以上)	60				60		40											※(2)	10	60	10	10		60	60		
	北→東(175-270m未満)	60	60	60	60	40			40										※(2)	10	60	10	10		60	60		

木材: W98,99以西の岸壁

金: W70~W85,W90~W94,R1~R3(金城水域の岸壁)

U岸: U1~U7

10 ※(3) は、同時に2隻可(L又はKを含む場合は3隻可)

はフリー

※(1) はフリー、但し、先船後船とも金の場合30分

※(2) は、同時刻に2隻可

は、175~270m未満の管制船舶

#### 《基準表の利用にあたって》

- 1 先船及び後船との時間間隔が80分以上ある場合  
出港、入港、港内移動の別にかかわらず、希望時刻の管制取得可能。
- 2 先船又は後船との時間間隔が80分未満の場合
  - ① 基準表の横軸において、管制を取得しようとする船舶の航行の種類(出港、入港、港内移動)及び使用水路により該当欄を選択し、基準表の縦軸方向で先船との時間間隔を確認する。
  - ② 次に、基準表の縦軸において、同様に該当欄を選択し、基準表の横軸方向で後船との時間間隔を確認する。
  - ③ 先船及び後船との時間間隔が確保できれば、当該時刻の管制取得可能となる。

【例】 R-1バースからの出港船の東水路出港管制を取得する場合

- ① 横軸「出港」「金→東」の欄の縦軸方向(表の下向き)を見て、先船との時間間隔を確認(例えば、先船がI-5東水路入港船の場合、時間間隔は40分必要と分かる)
- ② 先船との時間間隔が良ければ、縦軸「出港」「金→東」の欄の横軸方向(表の右向き)を見て、後船との時間間隔を確認(例えば、後船がI-5東水路入港船の場合は60分、後船がW78西水路入港船の場合は30分、時間間隔が必要と分かる)

なお、船舶の種類による各種入出港条件、朝の東及び西水路の同時入港管制並びに入港船の優先、北水路及び西水路を使用する出港の制限など、特別な条件、制限等がある場合は、その範囲内で基準表を適用することとなる。また、フェリーが金城水域を航行時は金城水域利用船舶の時間調整を行う。その他、特殊な場合には、安全等を勘案し、時間確保を行う。